

日韓対立の本質と解決の方向

名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟を
支援する会
共同代表 高橋信

〈はじめに〉

大法院をうけて安倍官邸内閣の「歴史改竄主義」による韓国バッシングは、正気の沙汰ではない。「国際法に照らしてあり得ない判決だ」（安倍首相）、「法の支配が貫徹されている国際社会の中では、およそ常識では考えられない判決であり、暴挙だ」（河野外相）、「朝鮮半島出身の労働者の問題だ」（安倍首相）と矢継ぎ早に、安倍首相独特の「ウソ」を「解りやすく」言い放った。そして7月4日には「半導体材料3品目対韓輸出規制強化発動」を、さらに8月2日、「ホワイト国（優遇対象国）」から韓国をはず方針を閣議決定、28日に発動した。遅まきながら韓国政府は6月19日、「韓国政府の立場」を発表し、対話を呼びかけてきた。しかし、安倍首相はそれらを一切無視し、政経分離の国際関係の原則を無視する暴挙に出た。これに対して韓国政府は、8月28日（GSOMIA）「日韓秘密軍事情報保護協定」の破棄を通告した。これらの日韓の対立の背景と本質は何か、以下述べる。

1、「国と国の約束を破った暴挙」論について

安倍官邸内閣は、〈はじめに〉で記したように韓國の大法院判決を一刀両断にこき下ろした。ほんとうに「完全且つ最終的に解決した」のだろうか。

(1) 日韓請求権の条文から見てみよう。(下線は筆者)

◆協定第1条（要旨）「3億ドル（1,080億円）分の生産物及び役務を無償で10年間にわたって供与する」、「2億ドル（720億円）分の生産物及び役務を低利で貸し付ける。」「前記の供与及び貸付は、大韓民国の経済発展に役立つものでなければならぬ。」

►条文の下線部を読めば、国会での議論やマスコミ・週刊誌の報道では、被害者に協定締結後まもなく、現金で支給されたとされており、今もって国民の多くはそう思い込まされている。事実は

下線部を比較すればすぐ解ることである。マスコミ・週刊誌はほとんどこの点を紹介していない。マスコミ・週刊誌の責任は極めて大きい。

◆では、被害者には支給されたのか否か、見ていく。

なんと10年後に韓国政府は、強制動員被害者の声を無視できなくなり、請求権補償法を適用（1975/7/1～1977/6/30）し、1945年8月15日以前に死亡した8552名の遺族に一人30万ウォン（日本円当時：19万円）を支給した。それは、190,000円×8552名÷3億ドル（1080億円）=3億ドルの1.5%でしかなく、涙金にもならない。これをマスコミ・週刊誌が報道すれば、世論はもう少しましになるに違いない。

(2) 日韓会談に日本政府代表はどのような姿勢で臨んだのか。被害者に思いを寄せたのか。

以下の発言と昨年11月14日、河野外務大臣が共産党穀田議員の「日韓条約の交渉過程で、日本政府が植民地支配の不当性を認めたことはあるか」という質問に対して「ないと思います」と答えていることと合わせて考えると、今も昔も日本政府は、一貫して植民地支配責任を認めず、強制動員被害者の救済は眼中になかったことがよく解る。

少し長くなるが以下、日韓会談での日本政府代表の有名な発言を紹介する

►久保田貫一郎（外務省参与）発言（1953/10）

=韓国側洪代表「カイロ宣言になぜ『朝鮮人民の奴隸状態』という言葉が使われているのか」という詰問に対して「私見ではあるが、それは戦争中の興奮した心理状態で書かれたもので、私は奴隸状態とは思わない」

►野坂参三、共産党参議院議員（1963/1）=「朝鮮人民に対するこのような非道に対して総理はどういう反省をしておられるか」（国会で植民地支配責任を追及した初めての発言）→池田首相

「朝鮮を併合してからの非行に対しては、私は寡聞にして十分存じておりません。」

►高杉晋一主席代表（三菱電機相談役、三菱経済研究所理事長、経団連経済協力委員長）発言=「わが国はいいことをした。山に一本も木がないということだが、…もう20年日本と付き合っていたらこんなことにはならなかつただろう。創氏改名もよかつた。」（1965/1）

▶椎名悦三郎外務大臣（1965/11）「協定は純然たる経済協力。賠償の意味を持っているような法律上の関係は一切ございません。韓国経渶が繁栄するように、新しい国の出発を祝うという点において、この経済協力を認めたのでございます。」

■（1）（2）から「国と国の約束」は、被害者を救済する「約束」でなかったことがよくわかる。被害者の頭ごなしの合意がいかに理不尽なものかは、2015年12月の「日韓慰安婦合意」が改めて示した。自民党政府は戦後一貫して日本の植民地支配の不当性と労働動員・軍「慰安婦」の強制性を否定してきたが、安倍首相はその「伝統」をSNSとマスコミの「囲い込み」により拡大再生産させ、国民を「虜」にしている点で、歴代自民党政府のなかでもっとも狡猾で悪質な政権と言える。

2、「蒸し返し」論について

「解決している」のに「解決していない」と、繰り返し、問題化することを蒸し返すという。1で被害者は救済されなかつことを明らかにした。それでは「救済」＝「解決」とは何か。それは「過去精算」の4原則として定式化されている。1つ=事実認定、2つ=謝罪、3つ=賠償、4つ=次世代への継承（モニュメント建立、教科書への記述など）である。この原則から見ると「日韓請求権協定」では解決していないことがより鮮明になる。「解決していない」ので「解決せよ」という論は、蒸し返しと言わない。解決のモデルに三菱マテリアルと中国人被害者との和解（2016/6/1）があるが、その「合意文」をぜひ参照されたい。

3、「完全且つ最終的に解決したこととなることを確認した」＝「請求権は消滅」論について

これについては、日本政府答弁、日本の最高裁判決、韓国大法院判決で以下のように一致をしている。紙幅の関係で、本稿ではその要旨紹介にとどめる。

- ・柳井条約局長国会答弁（1992/8/27）、河野外務大臣答弁（2018/11/14）＝個人の請求権は消滅していない。消滅したのは外交保護権
- ・西松建設最高裁判決（2007/4/27）＝訴権は消滅。請求権を実体的に消滅させるものではない。付言で「当事者間による救済に向かった努力が期待される」とした。

・韓国大法院判決（12/5/24、18/10/30、18/11/29）「国家とは別法人格をもつ国民個人の同意なしに 国民個人の請求権を掃滅させることは近代法理の原理と相容れない」

4、日韓対立の解決の方向

- （1）対話を通じた問題解決を求める
- （2）被告企業に対して「協議を求める要請行動」と「強制執行手続き」をすすめる。
- （3）被害者、弁護団・支援者側から解決構想案の提示をする。財團構想（日本企業+韓国の請求権協定受惠企業+韓国 政府）安倍政権にはせめて「妨害するな」と要請する
- （4）民間交流・往来の拡大をすすめる。これは経済効果も大である。
- （5）安倍内閣退陣の退陣と「民主・人権・平和」の連合政権樹立を目指す。

（まとめに代えて）

最後に繰り返し強調したいのは、私たち自身が日本の加害責任（侵略戦争と植民地支配）を問う歴史知識と歴史認識を磨き上げることだ。「あいちトリエンナーレ2019」（表現の不自由展・その後）の中止問題も、「歴史改竄主義」をテコにした「表現の自由への侵害」である。安倍官邸内閣、河村市長、大阪維新、日本会議などをのさばらせているのは結局は、私たち市民である。そう遠くはない時期に実施される衆議院選挙小選挙区で民主・人権・平和をめざす野党政権構想を掲げ、自公と補完勢力を過半数割れさせることだ。これなくして強制動員問題の解決はありえない。被害者に時間は残されていない。

2019年9月